

鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業

募集要項

令和8年5月

鎌倉市教育委員会

教育文化財部学校施設課

— 目 次 —

1	募集要項の定義	1
2	本事業の目的	1
3	本プロポーザルの趣旨	1
4	本事業の概要	1
	(1) 業務名	1
	(2) 履行期間	1
	(3) 事業費限度額	1
	(4) 担当課	1
	(5) 事業対象施設	2
	(6) 業務概要	2
	(7) 支払い条件	2
5	参加資格要件	3
	(1) 参加者の構成	3
	(2) 参加資格要件	3
6	公告から契約までのスケジュール	6
7	関係資料	7
	(1) 配付資料	7
	(2) 貸与資料	7
8	現地視察会について	8
	(1) 対象施設	8
	(2) 実施概要	8
	(3) 現地視察会の申込	8
	(4) 留意事項	8
9	質疑回答	9
	(1) 質疑回答	9
10	参加表明及び参加資格確認	10
	(1) 参加表明の提出	10
	(2) 参加資格の審査結果	10
	(3) 提出意思確認書の提出	10
11	技術提案	11
	(1) 技術提案の提出	11
	(2) 技術提案書等の取扱い	12
	(3) 技術提案の履行	13
	(4) 法令等の遵守	13
	(5) 失格事項	13
	(6) 辞退の方法	13
12	技術提案の審査及び審査項目	14
	(1) 鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業委託企画提案審査会	14

(2) 技術提案書審査	14
(3) プレゼンテーション	14
(4) 優先交渉権者等の決定	16
(5) 審査項目	17
(6) 評価点が同点の場合	18
1 3 契約書作成の要否	18
1 4 契約保証金	18
1 5 配置技術者	19
1 6 現場代理人	19
1 7 審査結果の通知	19
1 8 契約手続き等	20
(1) 契約手続き	20
(2) 優先交渉権者の取り消し等	20
(3) その他	20
1 9 その他	20
(1) 費用負担について	20
(2) 参加辞退について	20
(3) 複数応募の禁止	20

1 募集要項の定義

鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業募集要項は、鎌倉市（以下、「発注者」という。）が鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業（以下、「本事業」という。）に係る設計業務及び施工業務を一括して実施する事業者（以下、「受注者」という。）を、プロポーザル方式により選定する（以下、「本プロポーザル」という。）に当たり、本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものとする。

2 本事業の目的

本事業は、鎌倉市の小学校、中学校の屋内運動場に空調設備を令和10年（2028年）2月までに整備し、今後、夏季の猛暑等により教育活動中の児童生徒の熱中症等対策や避難所として使用を想定した場合の安全性を確保することを目的とする。

3 本プロポーザルの趣旨

本事業の実施にあたっては、本プロポーザル参加者の持つノウハウの活用により、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、ランニングコストを含む本市の財政負担を最小にしつつ安全性を確保した上で、令和10年（2028年）2月までに対象施設に空調設備を設置するための技術提案等を募集するものとする。

本プロポーザル参加者のうち、金額と提案を合わせた評価が最も優れた参加者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定するものとする。

4 本事業の概要

(1) 業務名

鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業

(2) 履行期間

令和8年（2026年）9月鎌倉市議会定例会の議決による本契約締結後、令和10年（2028年）2月29日まで

(3) 事業費限度額

1,929,400,000円（消費税額及び地方消費税相当額を含む）

※金額は令和8年～9年度の総額

(4) 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部学校施設課（担当：萩原）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話：0467-23-3000（内線2455）

メールアドレス sisetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話によるお問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から12時、午後1時から5時まで受け付けています。

(5) 事業対象施設

小学校 15 校及び中学校 9 校の屋内運動場

※詳細については貸与資料を参照

(6) 業務概要

都市ガス式ビルマルチヒートポンプエアコン（以下「GHP」とする）、同電源自立型ヒートポンプエアコン（以下「電源自立型GHP」とする）、またはパッケージエアコン又はビル用マルチパッケージ空調機（以下「EHP」とする）の設置

ア 設計業務

全ての整備対象施設における空調設備等整備に係る設計業務とする。なお、令和9年(2027年)3月31日までとする。ただし、その後に生じた設計変更等に係る業務については、契約上の履行期間までとする。

イ 施工業務

全ての整備対象施設における空調設備等整備に係る施工業務とする。なお、当初設計の全部又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、受注された者の技術提案書に記載されている履行期間又は令和10年(2028年)2月29日までとする。

ウ 工事監理業務

全ての整備対象施設における空調設備等整備に係る工事監理業務とする。なお、当初設計の全部又は一部について、本市が設計内容を承認した日以降、受注された者の技術提案書に記載されている履行期間又は令和10年(2028年)2月29日までとする。

(7) 支払い条件

ア 本事業は、「学校施設環境改善交付金」を活用する2か年度（令和8年度～令和9年度）の継続事業である。各会計年度における支払限度額（前払金を含む）は、予算の範囲内において市が定めるものとする。

イ 受注者は、鎌倉市契約規則第63条第1項に基づき、本契約締結後、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書を添えて、契約金額の10分の4（40%）以内の前金払を請求することができる。

ウ 令和9年度において、地方自治法施行規則附則第3条第2項及び鎌倉市契約規則第63条第2項に掲げる要件を満たす場合は、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2（20%）以内の中間前金払を請求することができる。この場

合、前払金と中間前金払の合計は、契約金額の10分の6（60％）を超えないものとする。

エ 令和8年度中に必ず前金払請求を行うこと。その際、設計業務・施工業務を含んだ前払金分の内訳書を作成すること。

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）によるものとし、以下の参加資格要件を満たす者とする。

参加表明書締切日から優先交渉権者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

単独企業、共同企業体の代表構成員（以下、「共同企業体代表構成員」という。）、共同企業体の構成員（以下、「共同企業体構成員」という。）は公告日において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 令和8・9年度鎌倉市建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、単独企業又は共同企業体代表構成員は、契約者（契約を締結する権限を有する主たる営業所（本店）又は受任地の所在地を鎌倉市内に有し、資格者名簿の管工事業又は電気工事業で登載され、経営事項審査総合評定値が発注業種における総合点が760点以上であること。更に、管工事業又は電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから2年を経過している者であること。

(イ) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(エ) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

(オ) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

(カ) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手

続」という。)の開始決定を受けた後、再度(ア)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- (キ) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(ア)に規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (ク) 単独企業、共同企業体代表構成員は、過去5年以内に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体との請負契約において、元請けとして(共同企業体による契約にあつては、代表構成員及び構成員に限る。)、学校への空調設備工事の施工完了実績を有する者であること。

イ 個別の参加資格要件

単独企業、共同企業体代表構成員及び共同企業体構成員はそれぞれ担当する業務に関する以下の参加資格要件を満たすこと。ただし、参加者は、参加表明書(様式1-2)に記載された協力会社(以下、「協力会社」という。)を体制に含めることができる。この場合、協力会社が有する資格要件を設計業務に限り参加者の資格要件とみなす。

(ア) 設計業務を行う者の要件

- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、公告の日において、当該登録を受けてから2年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を設計管理責任者として配置できること。

(イ) 施工業務を行う者の要件

単独企業又は共同企業体代表構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 管工事業又は電気工事業について、建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから2年を経過している者。
- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を施工管理責任者及び現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。

共同企業体については、鎌倉市特定建設工事共同企業体運用基準(平成19年6月13日施行)に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 共同企業体の構成員は3者以下とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。また、出資比率の最も高い者を代表構成員とする。

共同企業体構成員にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 管工事業又は電気工事業について建設業法第3条第6項の規定による特定建設業又は一般建設業の許可を受けており、公告の日において当該許可を受けてから2年を経過している者。
- ・ 共同企業体代表構成員と共に要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。

ウ その他の参加資格要件

- (ア) 共同企業体の場合、共同企業体代表構成員が本プロポーザル手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、発注者との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、発注者への書類提出及び発注者からの通知等については、全て共同企業体代表構成員が行う。
- (イ) 共同企業体構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体構成員になることはできない。また、共同企業体構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体構成員になることはできない。
- (ウ) 鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業に係る事業者選定支援業務委託を受託した者は、本業務への参加はできないものとする。

6 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和8年 5月11日(月)
(2)	現地視察会	
	受付期間	令和8年 5月11日(月) から 令和8年 5月19日(火) 正午まで
	現地視察会実施	令和8年 5月25日(月) から 令和8年 6月1日(月) まで
(3)	質疑	
	受付期間	令和8年 5月11日(月) から 令和8年 5月25日(月) 正午まで
	質疑回答日	令和8年 6月1日(月)
(4)	貸与資料	
	受付期間	令和8年 5月11日(月) から 令和8年 5月19日(火) 正午まで
(5)	参加表明	
	受付期間	令和8年 5月11日(月) から 令和8年 6月2日(水) 午後5時 まで
	参加資格審査結果通知日	令和8年 6月15日(月)
(6)	現地視察会質疑	
	受付期間	令和8年 6月1日(月) から 令和8年 6月8日(月) 正午まで
	質疑回答日	令和8年 6月15日(月)
(7)	提出意思確認書の提出期限	令和8年 6月22日(月) 正午まで
(8)	技術提案書	
	受付期間	令和8年 6月29日(月) から 令和8年 7月10日(金) 正午まで
(9)	鎌倉市立小中学校屋内運動場 空調整備事業者選定審査会 (技術評価及びプレゼンテーション)	令和8年 7月下旬
(10)	優先交渉権者決定	令和8年 7月下旬
(11)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和8年 8月上旬
(12)	仮契約締結	令和8年 7月下旬を予定
(13)	本契約締結	鎌倉市議会における議決後 令和8年 9月中旬を予定

7 関係資料

(1) 配付資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
(本事業を実施するために発注者が事業者に要求する最低の仕様)
- ウ 基本計画図
(機器の配置案など価格を算出する上で要求水準書を補足する参考の計画図)
- エ 参加表明書(様式1-1～1-2)
- オ 特定建設工事共同企業体協定書(様式1-3)
- カ 参加資格確認項目(様式1-4-1～1-4-3)
- キ 共同企業体参加資格確認項目(様式1-5)
- ク 提出意思確認書(様式1-6)
- ケ 現地視察申請書(様式2)
- コ 質疑回答書(様式3)
- サ 参加辞退届出書(様式4)
- シ 技術提案書(様式5)
- ス 技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)
- セ 提案価格見積書(様式5-2-1)
- ソ 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)
- タ 提案価格見積書 稲村ヶ崎小学校、大船中学校の見積内訳書
(様式5-2-3)
- チ 参考図書貸与申込書(様式6)

(2) 貸与資料

対象校の施設台帳、変圧器容量一覧及び本事業の資料の提供を希望する事業者は、本公告後から令和8年5月19日(火)正午までに本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにて参考図書貸与申込書(様式6)を提出し、提出先に電話で到達確認をすること。また、受領方法等について確認をすること。

8 現地視察会について

(1) 対象施設

本事業対象の全 24 校（施設）のうち代表校 5 校

(2) 実施概要

ア 日程

令和 8 年 5 月 25 日（月）～6 月 1 日（月）（詳細は別途通知）

イ 視察対象

空調設備を設置する屋内運動場、外周り、分電盤、受変電設備等を視察対象とする。

(3) 現地視察会の申込

- ・ 現地視察申請書（様式 2）により、電子メール（ファイル添付）にて申込を行うこと。提出先は、本プロポーザルの事務局に記載のある E メールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、現地視察会に参加できないため注意のこと。）
- ・ 申込みは本プロポーザル参加を予定しているグループごとに代表構成員が行うこと。
- ・ 申込期間は令和 8 年 5 月 11 日（月）～5 月 19 日（火）正午までとする。
- ・ 参加者は 10 名以内とすること。
- ・ 現地視察の詳細な方法・日時等は令和 8 年 5 月 22 日（金）までに電子メールによる連絡とする。
- ・ 現地視察は、第二小学校、御成小学校、稲村ヶ崎小学校、大船小学校、大船中学校を対象とする。

(4) 留意事項

- ・ 学校の敷地内は全面禁煙とする。
- ・ 学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 資料、上履きなど、視察に必要なものは各自用意すること。
- ・ カメラ等による撮影は可能とするが、児童生徒が特定されないようにすること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・ 現地視察時には、本事業に関する質問に対する回答はしないものとする。
- ・ その他の学校についても現地視察を希望する場合は、事務局に記載のある E メールアドレスに電子メールにて現地視察希望校を連絡し、対応を協議すること。
- ・ 視察ができない学校については施設台帳及び空調機器表（参考）等の貸与資料を参考とし、本契約締結後に視察し、実施設計を行うものとする。

9 質疑回答

(1) 質疑回答

ア 質疑

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式3）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和8年5月11日（月）～5月25日（月） 正午まで

(イ) 質疑事項提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

(ウ) 質疑回答日

令和8年6月1日（月）

(エ) 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

イ 現地視察会質疑

現地視察会において不明な点がある場合は、質疑回答書（様式3）を提出すること。

(ア) 受付期間

令和8年6月1日（月）～6月8日（月） 正午まで

(イ) 質疑事項提出先、提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出すること。また、提出先に電話で到達確認をすること。（誤送信等により未着の場合には、質疑回答を行わないため注意すること。）

(ウ) 質疑回答日

令和8年6月15日（月）

(エ) 回答方法

質疑に対する回答は、本市ホームページ上に公表する。

10 参加表明及び参加資格確認

(1) 参加表明の提出

参加申込者は、次の方法により参加表明手続を行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1-1～1-2）

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書（様式1-3 共同企業体による参加の場合に限る。）

(ウ) 参加資格確認項目（様式1-4-1～1-4-3）

(エ) 共同企業体参加資格確認項目（様式1-5 共同企業体による参加の場合に限る。）

イ 提出先

本プロポーザル事務局

ウ 提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスに電子メールにより提出することとする。また、電子メールにより提出した旨の電話連絡をすること。

提出期間

令和8年5月11日（月）～6月2日（水）午後5時までとする。

(2) 参加資格の審査結果

ア 参加資格の審査結果は、令和8年6月15日（月）を目途にメールにより、参加資格審査結果通知書により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格審査結果通知書にその旨を記載する。

(3) 提出意思確認書の提出

提案書の提出者として選定された者は、「提出意思確認書」（様式1-6）を提出するものとする。なお、提出期限等は以下のとおりとする。

ア 提出期限 令和8年6月22日（月） 正午まで

イ 提出先 本プロポーザル事務局

ウ 提出方法

本プロポーザルの事務局に記載のあるEメールアドレスとすること。また、提出先に電話で到達確認をすること。

エ 提出意思確認書（様式1-6）を提出後に参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに企画提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

1 1 技術提案

(1) 技術提案の提出

参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下、「技術提案書等」という。）により技術提案手続を行う。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書（様式 5）

(イ) 技術評価に係る提案書（様式 5-1-1～5-1-5）

- ・ 技術提案書及び技術評価に係る提案書は、様式集に定められたスペースに作成すること。
- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 提案書はファイルに綴じること。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(ウ) 提案価格見積書（様式 5-2-1）

(エ) 提案価格見積書の内訳書（様式 5-2-2）

(オ) 提案価格見積書 稲村ヶ崎小学校、大船中学校の見積内訳書（様式 5-2-3）

- ・ 一式表記は極力減らし、数量・単価を明示すること。

(カ) プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、技術提案書の内容を逸脱することなく、技術提案書を補足する最低限のものとする。

- ・ A 4 判で作成し、ファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）
- ・ A 3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ ページ数は 10 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提出部数

(ア) 紙で 1 部及び CD-R 1 部

(イ) CD-R（容量が不足する場合は DVD-R とする。）に、提出書類の

電子データ（PDF及び元データ）を格納し提出すること。なお、電子データは洋式毎にPDFで作成すること。

(ウ) CD-Rへの格納の条件は、次のとおりとする（CD-Rの提出方法は以下同様とする）。

- ・ CD-R：Windowsフォーマット
- ・ 使用アプリケーション：様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等はPDF形式とする。
- ・ ウィルスチェック：CD-Rは、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録」のいずれかの方法によるものとする。また、郵送した旨の電話連絡をすること。

エ 提出先

本プロポーザル事務局

オ 提出期間

令和8年6月29日（月）～7月10日（金）正午までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ午前8：30～午後5：00まで、最終日のみ正午までとする。

(2) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書等は返却しない。

イ 提出された技術提案書等は、本プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって発注者が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は発注者に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 技術提案書等の提出は、1提案者につき1案とする。

オ 技術提案書等（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の技術提案書等は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。

カ 技術提案書等の作成のために発注者から受領した資料は、発注者の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 記載内容の変更

提出された技術提案書等の差し替えは認めない。

技術提案書等において提案した施工管理責任者は、原則として本業務が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気治療、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。技術提案書等において、提案した施工管理責任者以外の設計業務における配置予定者の変更も同様とする。

(3) 技術提案の履行

受注者は、技術提案書等の提案事項については、責任を持って確実に履行すること（設計業務の完了時に、発注者がその提案事項の履行について不要と認める場合を除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で技術提案書等の提案を達成できなかった事項については、契約金額の減額対象とする。

ただし、発注者との協議の上、技術提案と同等と認められる方法等で本業務を履行することを発注者が認める場合はこの限りではない。

なお、技術提案書等の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、技術提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・ 提案上限価格を超える額で提案をしたとき。
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者の決定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ・ その他、技術提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

(6) 辞退の方法

- ・ 参加申込者は、優先交渉権者が決定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- ・本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。ただし、仮契約締結後はこの限りではない。
- ・参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式4）を郵送（書留郵便等、配達記録の確認ができるものに限る。）又は持参により提出すること。なお、参加辞退届出書を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

1.2 技術提案の審査及び審査項目

(1) 鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業委託企画提案審査会

優先交渉権者の選定は、鎌倉市立小中学校屋内運動場空調整備事業委託企画提案審査会（以下、「審査会」という。）において実施する。

(2) 技術提案書審査

審査会は、提出された技術提案書等について審査評価基準に基づき評価を実施する。

- ・技術提案書審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として特定する。
- ・最優秀提案を決する際、評価点が高点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価点及び提案価格が高点の場合は、審査会の決により最優秀提案を特定する。
- ・なお、応募者が1者のみの場合については、評価点の合計が60点以上の者を最優秀提案として特定する。

(3) プレゼンテーション

ア 提案者は提出した技術提案書に係る審査を受けるため、プレゼンテーション及び審査会委員によるヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(ア) 日時 令和8年7月下旬頃（別途通知）

(イ) 集合場所 鎌倉市役所（別途通知）

(ウ) 参加可能人数 当該業務に予定する設計管理責任者及び施工管理責任者又は現場代理人を含む5名までとする。

イ プレゼンテーションに関する注意事項

(ア) 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき35分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを15分以内、ヒアリングを20分程度と想定する。

(ウ) 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。

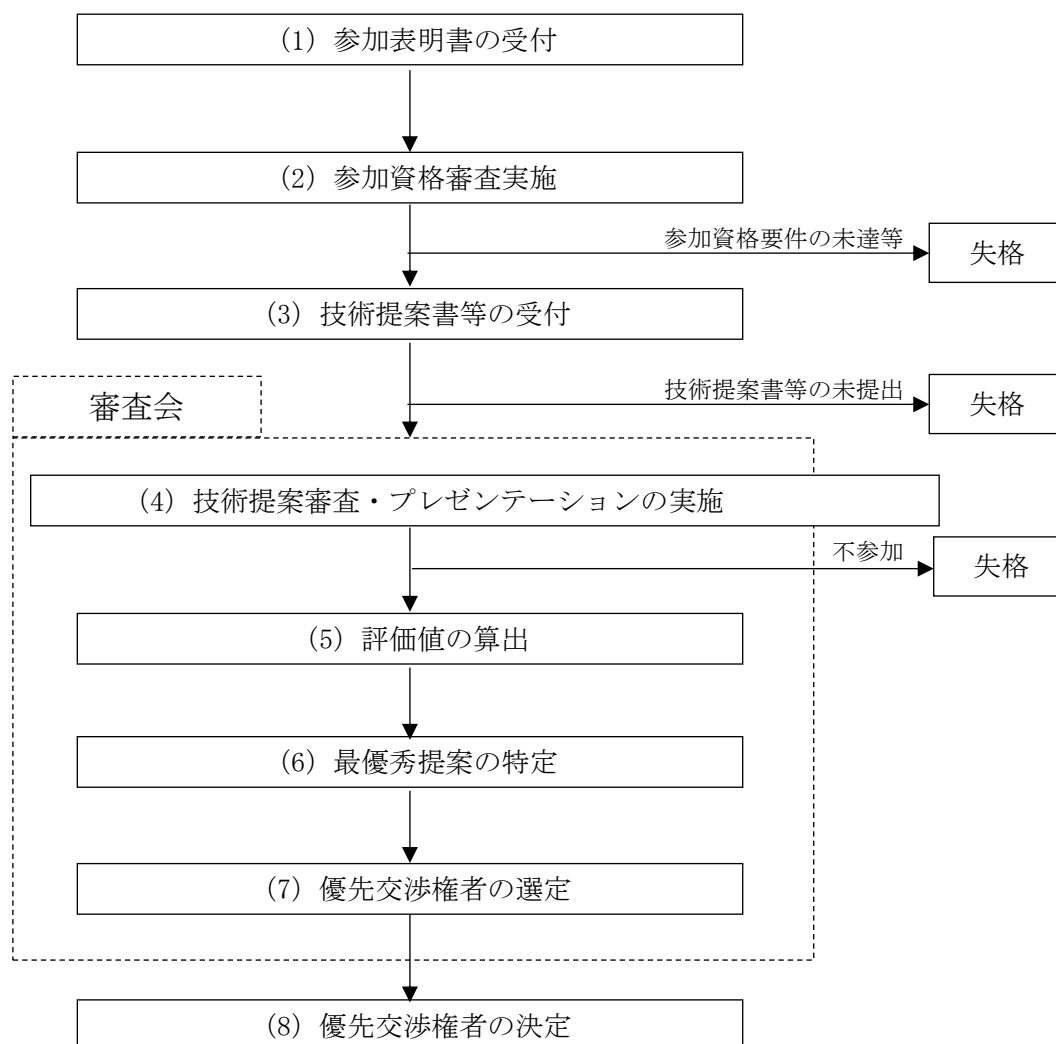
(エ) プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料へ

の社名等の記載や発言、服装等について参加者が特定されることがないよう十分注意すること。

- (オ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとする。
- (カ) プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。

(4) 優先交渉権者等の決定

審査会は、技術提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として選定する。発注者は、審査会の選定に基づき、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



(5) 審査項目

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	同種・類似業 務の実績	ア 過去5年以内に学校空調を元請けとして多拠点での空調設備を含む管工事又は電気工事の実績があるか。(1工事で同時に行った拠点の数等で評価) イ 過去5年以内に空調設備を含む管工事又は電気工事を元請けとして3,000万円以上(官公庁・民間)の施工実績を多数有しており、十分な実施能力があるか。(実績の数で評価)	5	10	5-1-1 (1) (2)
		業務実施体制 及び業務フ ロー	ア 学校運営と多拠点工事を同時に進めることを十分に鑑み、設計者、施工者の役割、人員配置、責任及び関係について、適切な体制図を提示しているか。 例) 各校の担当者を明示し、多拠点業務の推進体制を組織している。	5		5-1-2
	(2) 地域 活性化	地域経済への 貢献	ア 市内企業との連携などの配慮、その他地域経済活性化に資するさまざまな取組について、市内企業への発注計画(対象機器、資材、工種等)や発注割合など、具体的な実施方法を記述しているか。	15	15	5-1-2
	(3) スケジ ュール 管理	工期設定	ア 学校運営と多拠点工事を同時に進めることを十分に鑑み、適正な工期設定がされているか。	15	15	5-1-3
	(4) 業務の 品質	設計業務の実 施方針	ア 快適な学校環境や周辺環境に配慮した計画がされているか。 イ 機器、配管類の耐震性やメンテナンスに配慮した計画を提案しているか。 ウ 非常時における避難所としての運用を考慮した提案を行っているか。 例) 停電時空調利用校でなくても、電源自立型GHPを提案する等 エ 設計品質を確保するための具体的方策(設計体制、設計瑕疵の防止策等)について提案しているか。 オ 室外機・室内機の設置方法について各学校の条件に沿った合理的な提案がされているか。	20	40	5-1-4

		施工業務の実施方針	<p>ア 適切な品質管理及び施工精度が確保できる提案を行っているか。</p> <p>イ 平日学校運営を行いながら実施することを鑑み、児童・生徒、教職員及び来校者等の安全と学校運営に十分に配慮した事業の進め方について、具体的な提案を行っているか。</p> <p>ウ 休日施工や夜間休工作中的防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案を行っているか。</p> <p>エ 整備完了後の機器使用時の安全性に配慮するとともに、維持管理を考慮した提案を行っているか。</p> <p>オ 学校運営が行われている中で、工期内に事業を行うため、多拠点における十分な安全管理、設計及び施工業務において統一的な品質管理を行うための適切な方法を提案しているか。</p> <p>カ 多拠点工事のための適切な施工方法を提案しているか。</p> <p>キ 市及び学校への連絡、報告、調整方法について有効な提案を行っているか。</p> <p>ク 各拠点で発生したトラブルや、設計内容の調整等を円滑に処理するための適切な方法を提案しているか。</p>	20		5-1-5
技術評価点 小計				80		
価格評価点	(1 - 提案価格 ÷ 事業費限度額) × 100 但し、最高点は 20 とする			20		
総合計				100		

※応募者が 1 者の場合、評価点の総合計が 60 点以上の者を最優秀提案として特定する。

(6) 評価点と同点の場合

最優秀提案を決する際、評価点と同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価点及び提案価格が同点の場合は、審査会の決により最優秀提案を特定する。

1.3 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1.4 契約保証金

契約保証金については、鎌倉市契約規則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 65 号）の規定に準拠するものとし、契約書の定めによる。

1.5 配置技術者

配置技術者については建設業法、鎌倉市契約規則等の規定に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 建設業法に規定された国家資格を有し、建築工事の公共工事において、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者を建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者として配置できること。（共同企業体の場合、代表構成員は国家資格を有する監理技術者とし、構成員は国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置できること。）
- ・ 監理技術者は、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持しているものとする。
- ・ 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは、原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは提案書提出日現在で、3か月以上雇用していることをいう。
- ・ 配置予定技術者の資格・工事経験調書に記載した配置予定技術者は、病欠、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することができない。
- ・ 営業所の専属配置の技術者は、原則配置予定技術者として申請できない。

1.6 現場代理人

現場代理人については建設業法、鎌倉市契約規則等の規定に準拠するものとし、次の要件を満たすこと。

- ・ 現場代理人は、請負契約の適切な履行を確保するため、工事現場の取り纏めを密に行うこと。

1.7 審査結果の通知

審査結果は、令和8年8月上旬に本市ホームページにおいて公表する。決定された優先交渉権者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者決定通知書）で通知する。

1 8 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 審査の結果、優先交渉権者と仮契約を締結する。なお、仮契約は令和8年9月（予定）鎌倉市議会において議決を得たとき、本契約として成立する。

(2) 優先交渉権者の取り消し等

- ・ 優先交渉権者が、契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、発注者は当該優先交渉権者を取り消し、次点者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- ・ 優先交渉権者が、契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、発注者に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

- ・ 優先交渉権者の決定後、仮契約締結までの間に、優先交渉権者が本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を締結しないことがある。
- ・ 優先交渉権者が本契約締結までに、本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。
- ・ 参加表明手続及び技術提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- ・ 優先交渉権者は、仮契約締結までに建築士法第22条の3の3に定める記載事項を市長に提出しなければならない。

1 9 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要な費用は、参加申込者の負担とする。

(2) 参加辞退について

本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。ただし、仮契約締結後の辞退はこの限りではない。

(3) 複数応募の禁止

単独企業及び共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体の構成員になることはできない。